



学校で起きる紛争の 特殊性と法律家に 期待される役割

弁護士
佐藤香代
SATO Kayo

I. はじめに

——拡大・多様化する法律家の役割

人が集まる場所では日々様々な法的紛争が生起し、学校現場も例外ではない。

そして、従前、学校内で起きる紛争について想定されていた法律家の関与は、学校の責任と補償の在り方を司法手続を通じて明らかにする、限定的・事後的・審判的な関わりが中心であった。しかし、現在、学校現場における法律家（ただし、主として弁護士）の関与の機会が拡大し、期待される役割・機能も多様化している。

代表的なものとして、学校内でのいじめ対応や障がいを持つ子どものための合理的配慮の在り方をテーマとして、子どもの学校での環境調整に向けて、弁護士が代理人となって教職員や教育委員会と交渉する代理人型、教育委員会や学校関係者の相談相手として、彼らに対応に苦慮している個別事案について早期の段階から助言をするスクールロイヤー型、そして、いじめ重大事態調査や子どもの自死の背景調査等のために組織される調査委員会に参画する調査委員会型などである。

これらのタイプについても、例えば、スクールロイヤーについては、個別案件ごとに随時相談を受け付ける場合もあれば、教育委員会等に

常勤・非常勤職員として配置される場合もある。調査委員会についても、有識者で組織する第三者委員会に参画するのか、学校の教職員が主体となる校内組織に参画するのかによって、その活動の特色は異なる。

本稿は、この連載の初回として、学校教育に弁護士をはじめとする法律家が携わる際に把握しておくべき、昨今の学校現場をめぐる環境や特殊性、及び、解決の指針とすべき価値・理念について、概括的に紹介するものである。

II. 急速に進む学校現場の「法化」と 学校裁量の相対的な縮小

近年、学校が取り組むべき様々な課題について、対応の在り方を規定した法律が次々と制定されている。例えば、いじめ防止対策推進法（2013年制定）、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法。2016年制定）、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（わいせつ教員対策法。2021年制定）などである。

もともと、学校内で起きる様々な問題をどのように取り扱うかという点は、学校教育法37条4項で、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」とされており、校長の裁量判断の中で具体的な対応方針が決められる構造になっていた。そして、学校のとった措置の当否が争点化した訴訟では、裁判所は、現場での教育を現に担当している校長が、専門性をもって判断した結果である以上、その内容が明らかに不合理でない限り、その判断を尊重すると考えてきた。

しかし、いじめや不登校などの学校現場における従前からの子どもの人権課題について、問題の改善が見られない状況が継続する中で、こうした法律制定の流れが生まれてきたものであり、また、こうした法律は、これまでの判断枠組みを一変させる。例えば、いじめ防止対策推進法23条2項では、学校が、在籍する児童・生徒について、いじめを受けている疑いを抱いた際には、速やかにいじめの事実の有無を確認するための措置を講じ、学校設置者に報告することを求めている。これらの対応も、法律ができる前は、校長の裁量においてどうするべきか

著者略歴：2004年弁護士登録。2014年法律事務所たいとう開設（代表弁護士）。現在、東京弁護士会子どもの人

権委員会委員長。